

新型コロナウイルスワクチン接種について

1 接種状況（令和4年9月11日現在）

	接種回数※1	接種率 (対人口※2)	備考
1回目	100,357回	80.53%	小児（5～11歳）
2回目	100,471回	80.62%	1回目：27.57%
3回目	82,385回	66.11%	2回目：25.85%
4回目	27,951回	22.43%	3回目：0.84%
			60歳以上の接種率：74.72%

※1 小金井市に住民登録のある方の全国での接種回数を集計

※2 人口は、令和4年1月1日時点

2 オミクロン株対応2価ワクチンについて

(1) 対象者

初回接種（1・2回目）を完了した12歳以上（接種間隔は未定）

(2) 接種順位及び接種開始時期

① 現行の4回目接種対象者で未接種の方

接種開始時期：9月半ば以降

② 配送ワクチンの範囲内で社会機能を維持するために必要な事業の従事者や年代別などの初回接種が終了した者

接種開始時期：①の対象の接種の完了の目途が立ち次第

③ 上記①②以外の初回接種を終了した12歳以上の者

接種開始時期：10月半ば以降

④ 5回目対象者（4回目接種完了者）

接種開始時期：5か月経過後（最速で10月25日から）

(3) ワクチンの配送時期・小金井市への供給数

ア ファイザーBA1ワクチン

① 第1クール：9月19日の週

8箱（1,560バイアル 9,360回分）

② 第2クール：9月26日の週

8箱（1,560バイアル 9,360回分）

③ 第3クール：10月3日の週

5箱（975バイアル 5,850回分）

イ モデルナBA1ワクチン

第2クール：9月26日の週（第1クール分も含めて配送される）

35箱（350バイアル 1,750回分）

※ 小金井市への供給が決定したワクチンの合計は26,320回分

3 オミクロン株対応2価ワクチン接種に係る小金井市の対応

(1) 接種券

- **12歳以上で4回目接種券未発送者** 約46,000人
10月上旬に発送できるよう準備中
- 5回目対象者（4回目接種から5か月経過以降に接種可能）
対象月の前月に順次発送（小金井市では10月下旬に20名程度が最初の対象）
- 2回目接種完了者（3回目未接種者）
対象月となる見込みの前月に順次発送（現在の対応を継続する予定）
- 3回目未接種者（3回目接種券発行済み者）約20,000人
接種券は発送しない（送付済みの3回目接種券で対応する）

(2) 接種会場

ア 個別接種（市内接種実施医療機関）

11月上旬から開始で関係者と調整中

イ 集団接種会場（保健センター）

9月29日（木）、10月5日（水）・13日（木）及び

9月30日（金）から10月16日（日）の金・土・日

実施曜日	小児	大人	使用ワクチン	レーン	接種予定数
9月29日（木） 10月5日（水） 10月13日（木）	—	（初回）14：00 （最終）17：45	ファイザーBA1	2	400回
金曜日	—	（初回）18：30 （最終）19：45	ファイザー （1～3回目）	1	60回
土曜日	（初回）14：00 （最終）15：15	（初回）16：15 （最終）17：45	・小児ファイザー ・ ファイザーBA1	2	小児120回 大人180回
日曜日	（初回）10：00 （最終）11：15	（初回）12：15 （最終）14：00	・小児ファイザー ・ ファイザーBA1	2	小児120回 大人200回

ウ 大規模接種会場（旧西友）

令和4年10月22日（土）から令和5年1月22日（日）まで、毎週水曜・木曜・土曜・日曜に実施できるように調整を行う。実施時間については調整中。

4 その他

9月2日開催の分科会において生後6か月以上4歳以下の者への新型コロナワクチン接種について議論され、厚生労働省より9月6日の自治体説明会で今秋からの開始を想定して準備を進めるよう報告があった。

ワクチンは、令和4年7月14日に薬事申請があった**乳幼児用**ファイザーワクチンを使用する見込み。

事 務 連 絡
令和 4 年 9 月 7 日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和 3 年 2 月 25 日付け健感発 0225 第 1 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知。以下「令和 3 年 2 月 25 日付け課長通知」という。）及び「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について」（令和 4 年 1 月 5 日付け（令和 4 年 2 月 2 日最終改正）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき対応をお願いしており、その療養期間については、

- ・有症状患者については、発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合には 11 日目から解除を可能
- ・無症状患者（無症状病原体保有者）については、検体採取日から 7 日間を経過した場合には 8 日目に療養解除を可能（ただし、10 日間が経過するまでは、検温など自身による健康状態の確認や、リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の感染対策を求めること）

を基本としています。

今般、オミクロン株の特性を踏まえた療養期間等については、本日の第 98 回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードにおける議論を踏まえ、With コロナの新たな段階への移行を見据え、以下のとおり見直すこととしましたので、内容について御了知の上、関係各所へ周知の程、お願い申し上げます。

なお、本見直しについては、本日（令和 4 年 9 月 7 日）より適用となり、同日時点で患者である者にも適用いたします。

記

1 有症状又は無症状患者の療養期間等について、下記のとおりとすること。

(1) 有症状患者（※1）

(a) (b) 以外の者

- ・発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除を可能とする。
- ・ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いする。

(b) 現に入院している者（※2）（従来から変更無し）

- ・発症日から10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に11日目から解除を可能とする。

※1 人工呼吸器等による治療を行った場合を除く。

※2 高齢者施設に入所している者を含む。

(2) 無症状患者（無症状病原体保有者）

- ・検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする（従来から変更なし）。
- ・加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に解除を可能とする。ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等、自主的な感染予防行動の徹底をお願いする。

2 療養期間中の外出自粛について、有症状の場合で症状軽快から24時間経過後又は無症状の場合には、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えないこと。

3 1 及び 2 に記載する事項を除く新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準については、引き続き、令和 3 年 2 月 25 日付け課長通知に基づき対応すること。

都内各保健所長 殿

東京都福祉保健局感染症対策部長

新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて

日頃より、都の保健医療行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和4年9月7日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡が発出され、オミクロン株の特性を踏まえた患者の療養期間等につき、下記の通り見直されることとなりましたので、通知いたします。

つきましては、内容について関係機関に御周知いただくとともに、適切に御対応いただきますよう、お願い申し上げます。

なお、本件については、公益社団法人東京都医師会、都内病院及び都内診療・検査医療機関に対し別途通知することを申し添えます。

記

1 療養期間の考え方について

(1) 有症状者（人工呼吸器等による治療を行った場合を除く）

ア イ以外の者

発症日を0日として7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には、8日目から解除を可能とする。7日目で症状が軽快していない場合、症状軽快時から、24時間経過した場合に解除を可能とする。

ただし、10日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温などの自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の自主的な感染予防行動を徹底すること。

イ 入院している者（高齢者施設に入所している者を含む）※従来から変更なし

発症日を0日として10日間経過し、かつ、症状軽快後72時間経過した場合に11日目から解除を可能とする。10日目で症状が軽快していない場合、その後症状軽快後、72時間経過した場合に解除を可能とする。

(2) 無症状者（無症状病原体保有者）

ア 検体採取日を0日として7日間を経過した場合には8日目に療養解除を可能とする。（従来から変更なし）

イ アに加え、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、5日間経過後（6日目）に待機解除を可能とする。また、6日目の検査で陰性を確認した場合は、6日間経過後（7日目）に待機解除が可能とする。

ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温などの自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクを着用すること等の自主的な感染予防行動を徹底すること。

2 療養期間中の外出自粛について

有症状者が症状軽快後24時間経過した場合、又は無症状の場合は、外出時や人と接する際は短時間とし、移動時は公共交通機関を使わないこと、外出時や人と接する際に必ずマスクを着用するなど自主的な感染予防行動を徹底することを前提に、食料品等の買い出しなど必要最小限の外出を行うことは差し支えない。

3 1及び2に記載する事項を除く新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養解除基準については、引き続き、令和3年2月25日付け健感発0225第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知に基づき対応すること。

4 対応の切り替え基準日

令和4年9月7日（水曜日）から。同日時点で陽性者である者にも適用する。

問合せ先

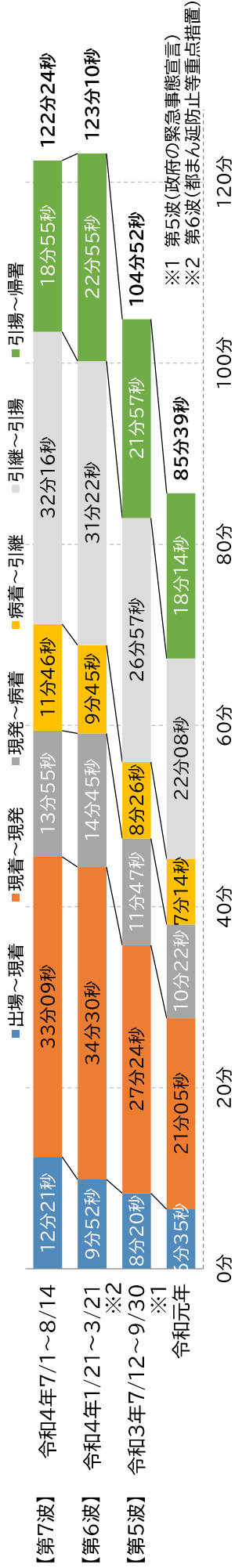
東京都福祉保健局感染症対策部

防疫・情報管理課防疫担当

電 話 03-5320-4088

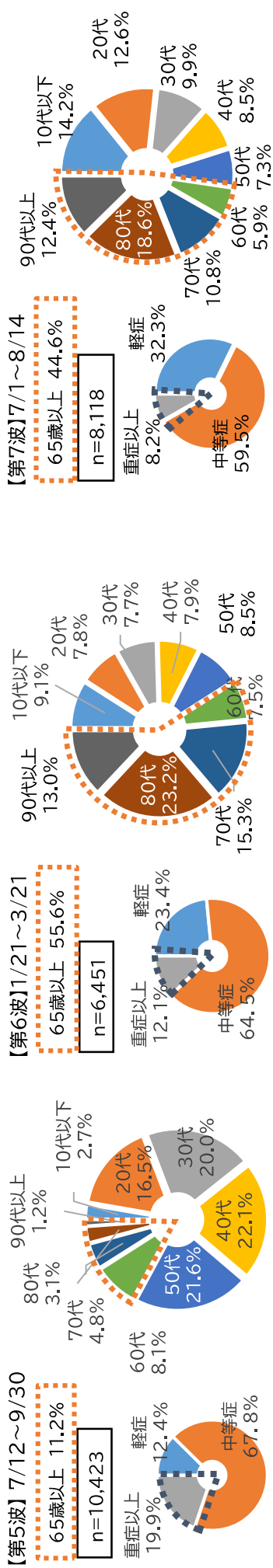
新型コロナウイルス感染症患者からの救急要請に関するデータ(速報値)

1 救急活動時間の推移



→1日あたりの救急隊活動時間…2時間×10件 = 20時間/日 (全救急出場件数が約3,000件/日、1隊の出場件数が約10件/日、1件の平均活動時間が2時間)

2 新型コロナウイルス陽性患者 年代別、程度別要請割合



第5波は若年層、第6波は高齢者からの救急要請が多くあったが、第7波では、幅広い年代から要請がある。また、第7波は軽症割合が高い。
→救急隊が搬送することのできる高齢者等を対象とした臨時の医療施設の拡大が望まれる。

3 新型コロナウイルス陽性患者からの救急要請のうち覚知から3時間経過しても選定困難な事案 年代別、程度別内訳



第7波における覚知から3時間経過しても選定困難な事案の全数は750件、うち86.5%(649件)が65歳以上となっている。
→程度割合でも中等症が高く、高齢者等医療支援型施設への受入れ拡大や高齢者を受け入れた医療機関から後方支援等への移送が強化されることが望まれる。

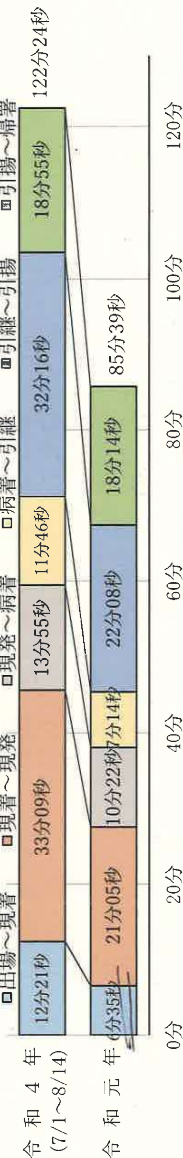
3 救急活動時間の長時間化

救急出場から傷病者を病院へ引き継ぐまでの1件当たりの平均活動時間は、令和元年と比べていずれも延伸しており、小金井市においては5分45.1秒から7分7.4秒と、平均で2分23.3秒延伸した。

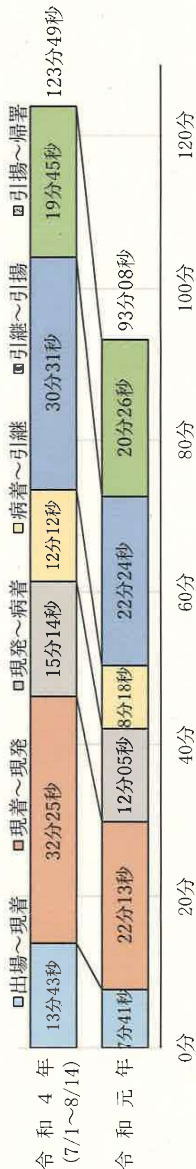
～主な延伸理由～

- ・ 出場～現着・・・遠距離の救急隊の出場
- ・ 現着～現着・・・病院選定時間の増加
- ・ 現着～到着・・・遠方の病院への搬送
- ・ 到着～引継ぎ・・・病院到着後のコロナ検査等
- ・ 引継ぎ～引揚・・・引揚時の車内消毒の実施

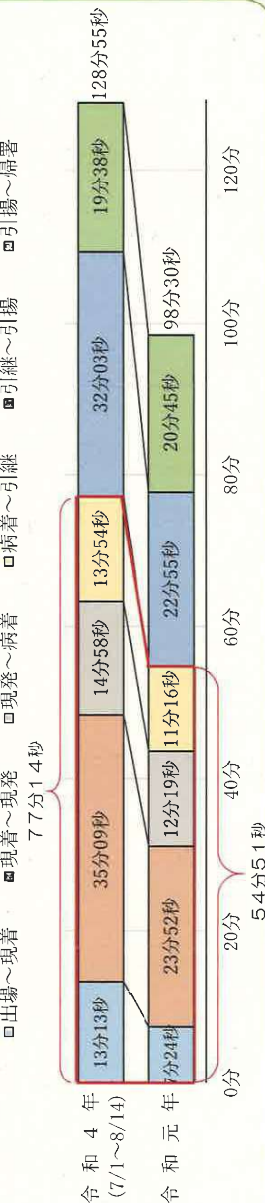
(1) 東京消防庁管内における令和元年度と令和4年度（7月1日から8月14日まで）速報値の比較



(2) 多摩地区における同比較



(3) 小金井市における同比較



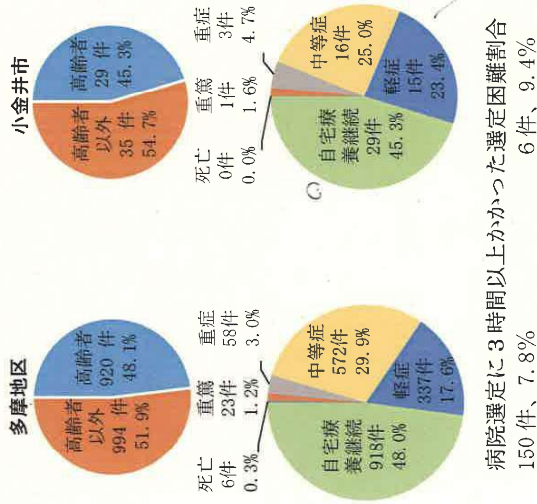
1 救急出場件数の増加

小金井市内の救急出場件数は、熱中症及び感染拡大により令和元年と比べて32.5%増と大幅に増加したが、ポンプ小隊等の代わりに非常用救急小隊を臨時編成することで対応した。

	市内出場件数及び一日平均	うち小金井消防署扱い件数及び割合
令和4年 7/1~8/14	998件 (22.2件)	198件 (19.8%)
令和元年 7/1~8/14	753件 (16.7件)	390件 (51.8%)

2 コロナ陽性者による救急要請

令和4年7月1日から8月14日までの小金井市内の陽性者による救急要請は、多摩地区と比べて高齢者以外による割合がやや高いほか、搬送病院の選定に3時間以上かかる選定困難の割合がやや高い傾向にある。



5分21秒
7分11秒
7分30秒

2分23.3秒 (平均)

有線から
延びた
延びた
延びた

7分7.4秒

7分7.4秒